

令和5年度政務活動費支出明細書

[illegible]

6月

#3

3

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	研修費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
-----	-----	-----	-------------

領収データ - Local Initiative Network (Lin-Net) #4

発行日 2024年4月5日

宛名 ツカダ ヒサコ

合計 ¥1,000

但し チケット代金

注文日 2023年5月30日

注文番号



主催者 LIN-Net (Local Initiative Network (Lin-Net))

イベント名 Local Initiative Network (Lin-Net) #4



印刷する

編集モード

6/27



6月 27 Local Initiative Network (Lin-Net) #4

イベントは終了です (火) 19:00 | 中野区中野2丁目9-7 | By Local Initiative Network (Lin-Net)

社会貢献/地域活性 コミュニティ 環境問題 福祉 入場 定員500

日時

2023/06/27 (火)
19:00 - 21:15 JST
カレンダーに追加

チケット

入場券
¥1,000 受付終了
オンライン参加券
¥1,000 受付終了

場所

なかのZERO (http://nicesacademia.jp/)
中野区中野2丁目9-7 日本
地図を見る

Local Initiative Meeting IV

政治は変わる！地域主権とコモンをめざして
—統一自治体選挙の結果を受けて—

6/27 (火) 開場18:30 19:00~21:15

@なかのZERO小ホール (定員500) + Zoomオンライン (定員500)

JR・地下鉄 中野駅 南口 徒歩7分

*参加費1000円 会場、オンラインとも。

*事前申込み (振込み) 制

*オンライン参加をお申し込みの方には、後日、視聴用のリンクをメールでお送りします。

*会場参加者には手話通訳が付きます。オンライン参加の方には手話通訳はありません。

以下よくお読みの上、お申し込みの際はメール受信できるようにお願いいたします。

◎前日までにメールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに振り分けられていることがありますのでフォルダをご確認ください。

◎受信トレイの空き容量不足で新たなメールを受け取れないケースがございます。空き容量を確認し、不足しそうな場合は空き容量を増やしておくようにしてください。

◎Peatexサイトのメッセージ機能にも同内容を送りますのでメールが見つからない場合は併せてこちらもご確認ください。

---プログラム---

◆開催地首長あいさつ 酒井直人 (中野区長)

【第一部】 政治は変わる！自治につながる希望 ~杉並・若者・女性~
(報告)

①内田聖子（国際NGO共同代表、杉並区在住）&杉並区の新人議員
赤坂たまよ（立憲民主党）、小池めぐみ（日本共産党）、プランシャール明日香（緑の党グリーンズジャパン）、安田マリ（立憲民主党）、山名かなこ（れいわ新選組）
②能條桃子（FIFTYS PROJECT）&20〜30代の新人議員
おのみずき（世田谷区議/生活者ネットワーク）、さこうもみ（武蔵野市議/無所属）、鈴木ちひろ（国分寺市議/無所属）、てらだはるか（杉並区議/立憲民主党）

【自治体からの報告】阿部裕行（多摩市長）

【第二部】政治は変わる！希望と危機のわかれ道
〈パネルディスカッション〉

保坂展人（世田谷区長） 岸本聡子（杉並区長） 中島岳志（政治学者）

主催 LIN-Net（Local Initiative Network/ローカルイニシアティブネットワーク）
公式サイト

主催者

[Local Initiative Network \(Lin-Net\)](#)

フォロワー数: 1,425

✓フォロー中

参加者 505

 チーム もり愛 田中基茂

 soraneke

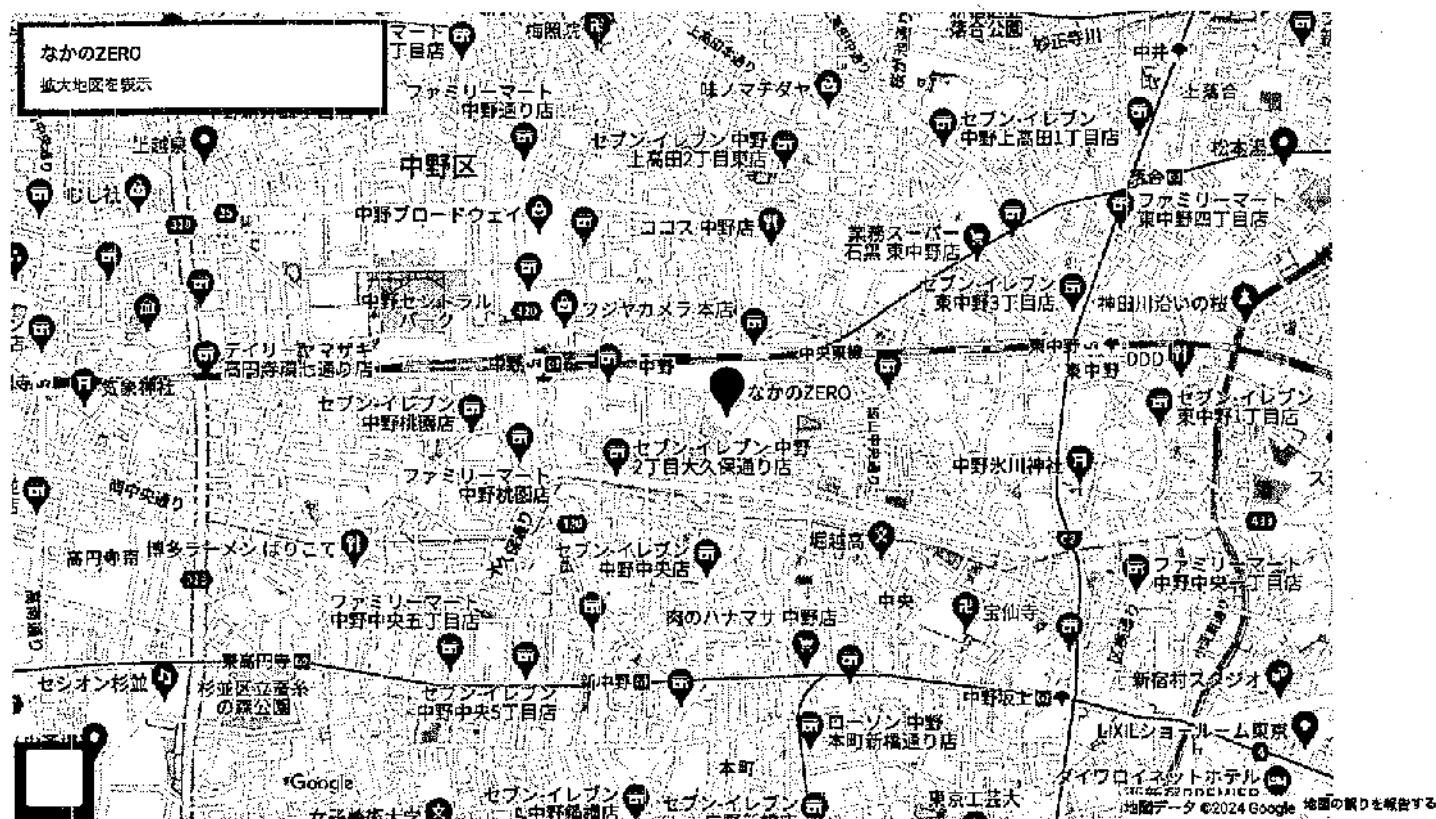
 木下美佐子

 なぎししのぶ

 yko9

 なこちゃん

さらに見る



関連イベント

令和5年度政務活動費支出明細書

[illegible]

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	広報費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
1			

請求書

合同会社エターナルウィステリアアーツ



〒171-0051 東京都豊島区南長崎
5-14-2ヤマザキビル1階
電話番号: +81-35926-9830
FAX: +81-35926-9832



日付: 令和5年5月2日
請求書番号:
内容: プロモーション動画制作

請求先: 宮崎けい子様
宮崎けい子事務所
〒171-0051 東京都豊島区長崎
2-1-8 2F

説明	単価	個数	金額
プロモーション動画制作 (5分以内クリップお試し料金)		1	
内訳			
撮影費 (機材、スタッフ 2 名込み)	¥20,000	1	¥20,000
編集費	¥15,000	1	¥15,000
素材費弊社アーカイブ曲使用	¥0	1	¥0
通常ファイル納品	¥0	2	¥0

小計	¥35,000
税率	10%
消費税	¥3,500

不明な点がある場合はお問い合わせください。



合同会社エターナルウィステリアアーツ

請求書



〒171-0051 東京都豊島区南長崎
5-14-2ヤマザキビル1階
電話番号: +81-35926-9830
FAX: +81-35926-9832



日付: 令和5年5月2日
請求書番号:
内容: プロモーション動画制作

請求先: 宮崎けい子様
宮崎けい子事務所
〒171-0051 東京都豊島区長崎
2-1-8 2F

説明	単価	個数	金額
プロモーション動画制作 (5分以内クリップお試し料金)		1	
内訳			
撮影費 (機材、スタッフ2名込み)	¥20,000	1	¥20,000
編集費	¥15,000	1	¥15,000
素材費弊社アーカイブ曲使用	¥0	1	¥0
通常ファイル納品	¥0	2	¥0

不明な点がある場合はお問い合わせ
ください。



ド) エターナルウィステリアアーツ

ご利用ありがとうございます。

小計	¥35,000
税率	10%
消費税	¥3,500
その他	¥0
集計	¥38,500

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	広報費	会派名	立憲・れいわ・市民の会



7 普通預金(兼お借入明細)

差引残高の頭部に一覧
示がある場合は、お借
入残高を表わします。

年 月 日	
1 5- 3-24	
2 D 5- 3-27	
3 D 5- 3-27	
4 D 5- 3-27	
5 D 5- 4- 3	
6 5- 4- 5	
7 D 5- 4- 5	
8 D 5- 4- 5	
9 D 5- 4- 5	
10 D 5- 4- 5	
11 D 5- 4- 6	
12 D 5- 4-12	
13 D 5- 4-12	
14 D 5- 4-24	
15 D 5- 4-26	
16 D 5- 4-27	
17 D 5- 4-27	
18 5- 5- 1	
19 D 5- 5- 2	
20 D 5- 5- 2	
21 D 5- 5- 2	ATM振込 38,500 トヨタファイナンス
22 D 5- 5- 2	
23 - - -	



7 普通預金(兼お借入明細)

無引残高の頭部に表示
がある場合は、お借
入残高を表わします。

年 月 日

1 5- 3-24
2 D 5- 3-27
3 D 5- 3-27
4 D 5- 3-27
5 D 5- 4- 3
6 5- 4- 5
7 D 5- 4- 5
8 D 5- 4- 5
9 D 5- 4- 5
10 D 5- 4- 5
11 D 5- 4- 6
12 D 5- 4-12

13 D 5- 4-12
14 D 5- 4-24
15 D 5- 4-26
16 D 5- 4-27
17 D 5- 4-27
18 5- 5- 1
19 D 5- 5- 2
20 D 5- 5- 2
21 D 5- 5- 2
22 D 5- 5- 2
23 D 5- 5- 9
24 5- 6-14

ATM振込

38,500

19-ナルイステ

〈ご注意〉

小引当分の延
の年終以降と

2. 取引明細に於いて、取引記録を「毎月1日の前日付」に、国別振込の振込は「ATM」、ま
と表示いたします。

3. 振込額「*AD*」、「*CD*」等の「*」のついた取引については、所記いたします。

令和5年度政務活動費支出明細書

[illegible]

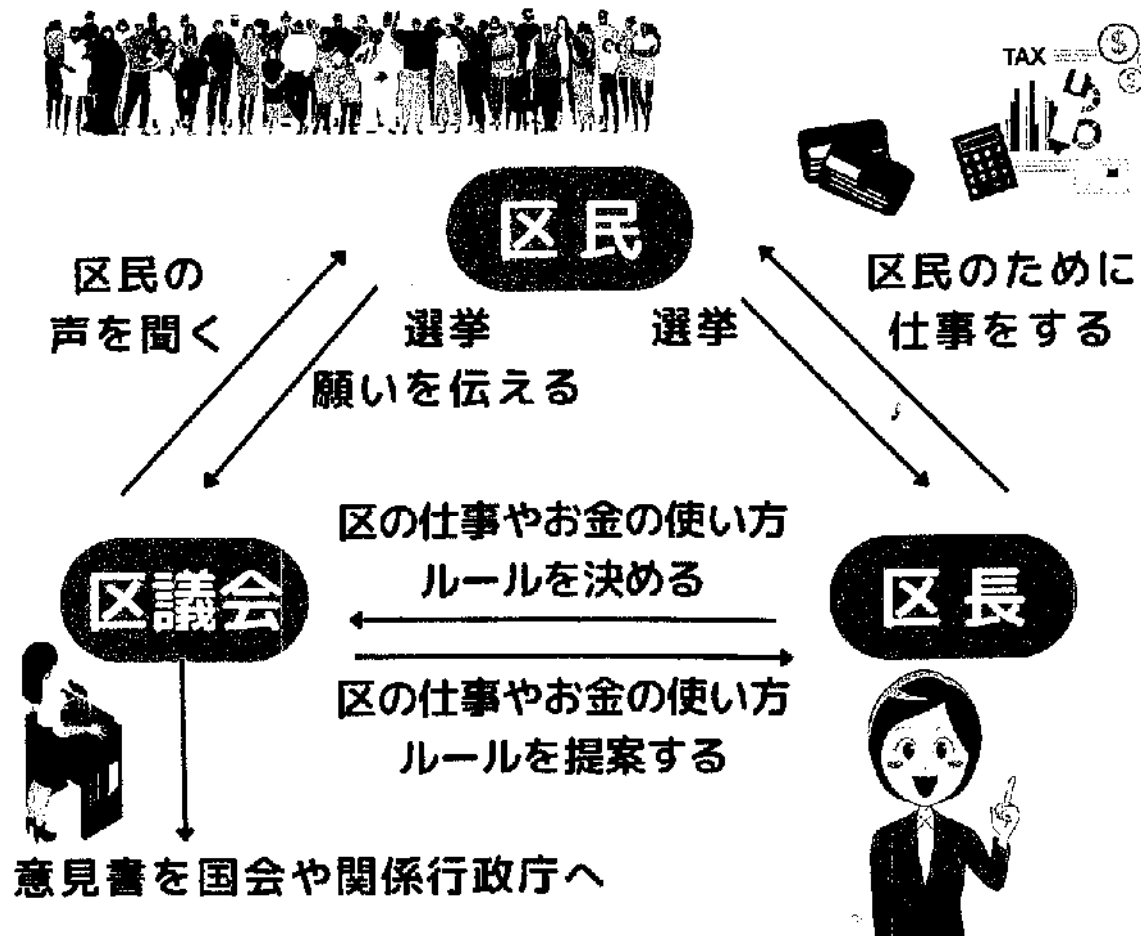
令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	広聴費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
セブン-イレブン 豊島長崎2丁目店 東京都豊島区長崎2-2-12 電話：03-3959-8711 北-#1 2023年05月27日(土) 09:25 領 収 書 資料印刷代 55円 110円×1/2 = 55円 ¥110 (内消費税等 ¥10) 但し コピー代として 上記正に領収いたしました 2023年05月27日 内訳 現金支払額 ¥110 本票を保管頂く場合は、印刷面を 内側に折り、保管をお願い致します	セブン-イレブン 豊島長崎2丁目店 東京都豊島区長崎2-2-12 電話：03-3959-8711 北-#1 2023年05月27日(土) 09:25 領 収 書 ¥110 消費税等 ¥10) 但し コピー代として 上記正に領収いたしました 2023年05月27日 現金支払額 ¥110 本票を保管頂く場合は、印刷面を 側に折り、保管をお願い致します	1	

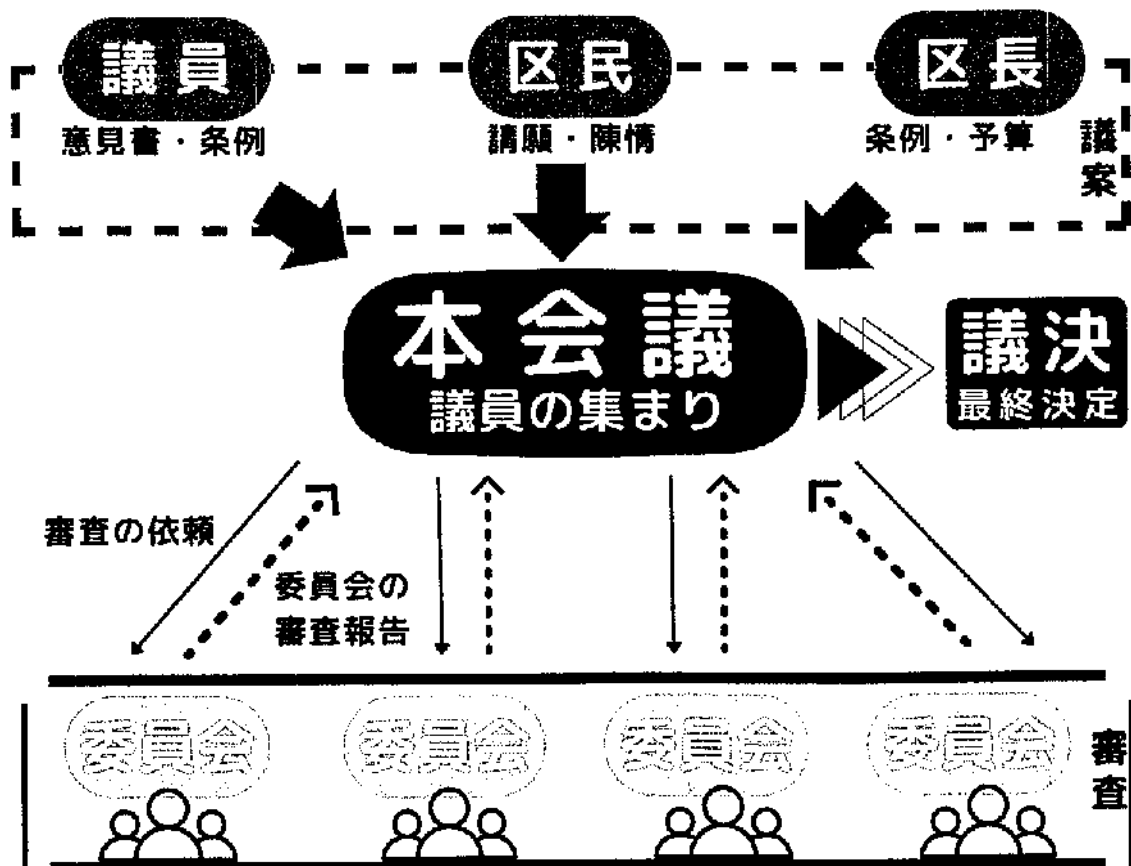
下記のとおり領収書のコピーが原本と
相違ないことを確認しました

確 認 日	会派会計担当者 確認印
2024/04/30	塚田
	区議会事務局担 当者確認印
6.5.-1	大平

～区議会の流れ～



～本会議と委員会の関係～



令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	広聴費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
2			

領 収 書

2023年05月18日

立憲・れいわ・市民の会 御中 宮崎けい子 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 2,270円 (税込)

納品期日 2営業日

チラシ印刷代 1/2 按分

2,270円 × 1/2 = 1,135円

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
	品名：tirasi A4 / 片面4色 / 上質紙90 / 200部×1種類 / 加工1：トンボ仕上がり断裁 (ご注文サイズでお納め) 加工2：	1	2,270	2,270
合 計				2,270

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
印刷料法基本通達第17号の1文書には該当しません。

領収書

2023年05月18日

立憲・れいわ・市民の会 御中 宮崎けい子 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

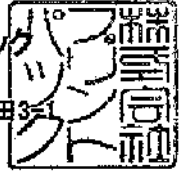
株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890



お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 2,270円 (税込)

納品期日 2営業日

チラシ印刷代 1/2 按分

 $2,270円 \times \frac{1}{2} = 1,135円$

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
	品名：tirasi A4 / 片面4色 / 上質紙90 / 200部×1種類 / 加工1：トンボ仕上がり断裁 (ご注文サイズでお納め) 加工2：	1	2,270	2,270
合 計				2,270

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

豊島区議会議員 宮崎けい子 便り

区民対話集会

今、豊島区で何が議論されているのか？

5月27日(土)

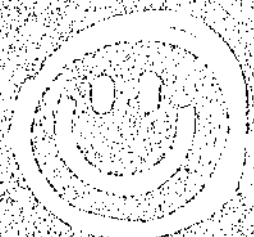
10:00～

豊島区長崎6-1-18 2階

サニット柱名町長

お気軽に
お立ち寄り
ください

豊島区
の今を
発信します



皆さんとたくさん
対話をしていきたい

LINE

02-55-010-5274 (直通)
c-ko-miyazaki@icloud.com



令和5年度政務活動費支出明細書

[illegible]

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	資料購入費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
-----	-------	-----	-------------

領収証番号: 000046985 2023年05月18日 No.17-000781046

領収証 西崎 ふうか 様

金額 ¥7,260-

内クレジットカード利用計 ¥7,260(内消費税等 ¥660)
 内現金扱い等計 ¥0(内消費税等 ¥0)
 書籍・文具等 ¥7,260(内消費税等(10%) ¥660)

但し 書籍代として

上記正に領収いたしました。
 ジュンク堂書店 池袋本店
 〒171-0022東京都豊島区南池袋2-15-5
 電話03-5956-6111

領収証番号: 000046985 2023年05月18日 No.17-000781046

領収証 西崎 ふうか 様

金額 ¥7,260-

内クレジットカード利用計 ¥7,260(内消費税等 ¥660)
 内現金扱い等計 ¥0(内消費税等 ¥0)
 書籍・文具等 ¥7,260(内消費税等(10%) ¥660)

但し 書籍代として

上記正に領収いたしました。
 ジュンク堂書店 池袋本店
 〒171-0022東京都豊島区南池袋2-15-5
 電話03-5956-6111

下記のとおり領収書のコピーが原本と
 相違ないことを確認しました

確 認 日	会派会計担当者 確認印
2024/04/30	
	区議会事務局担 当者確認印
6. 5. - 1	

①

明 細 書

東京都豊島区南池袋2-15-5

西崎ふうか 様

2023年5月19日

配送票ナンバー

領収書ナンバー 000046985

ジュンク堂書店
池袋本店

TEL:03-5956-6111

FAX:03-5956-6100

内税分価格合計	¥7,260
(内税に含まれる消費税)	(¥660)
非課税分合計	¥0
送料	¥0
総合計	¥7,260

品目明細

商品名	単価	冊数	金額	課税区分
社会の変わり方 日本の政治をあきらめてい たすべての人へ 泉 房穂(明石市 長)(著) ライツ社	¥1,760	1	¥1,760	10%
地域主権という希望 欧州から杉並へ、恐 れぬ自治体の挑戦 岸本 聡子(著) 大月書店	¥1,760	1	¥1,760	10%
政治って、面白い! 女性政治家24人が 語る仕事のリアル 三浦 まり(編著) 花伝社	¥1,870	1	¥1,870	10%
貧乏国ニッポン ますます転落する国でどう 生きるか(幻冬舎新書) 加谷 珪一(著) 幻冬舎	¥880	1	¥880	10%
女たちのポリティクス 台頭する世界の女性 政治家たち(幻冬舎新書) ブレイディみかこ (著) 幻冬舎	¥990	1	¥990	10%
合計冊数			5 点	

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

項目	資料購入費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
----	-------	-----	-------------

2

amazon.co.jp

注文番号503-6454634-8540664の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2024年4月10日
注文日: 2023年5月26日
Amazon.co.jp 注文番号
ご請求額: ¥560

佐久間一生

様

2023年5月26日に発送済み

注文商品
1点 高校生が感動した「論語」(祥伝社新書), 佐久 隆
販売: ammy (出品者のプロフィール)

価格
¥200

コンディション: 中古品 - ほぼ新品
とてもキレイな本です

お届け先住所:
佐久間一生
170-0003
東京都 東京都豊島区駒込4-3-20
ブラウド駒込1215

配送方法:
通常配送

支払い情報

支払い方法:
一括払い

商品の小計: ¥200
配送料・手数料: ¥360
注文合計: ¥560
ご請求額: ¥560

請求先住所:
佐久間一生
170-0003
東京都 東京都豊島区駒込4-3-20
ブラウド駒込1215
クレジットカードへの請求

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | プライバシー規約 ©1996-2020, Amazon.com, Inc. and its affiliates

トップへ戻る

日本語

日本

ヘルプ・サポート

令和5年度政務活動費支出明細書

[illegible]

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	人件費	会派名	立憲・れいわ・市民の会								
領 収 証 佐々間 一生 様 No. _____ ★ ￥20,000- 内 訳 <table border="1"> <tr> <td>現金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小切手</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>手 形</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>消費税額等 (%)</td> <td></td> </tr> </table> 但 給与として 令和5年 5 月 15 日 上記正に領収いたしました 収入印紙 [Redacted Stamp Area] コクヨ Wケ-98				現金		小切手	/	手 形	/	消費税額等 (%)	
現金											
小切手	/										
手 形	/										
消費税額等 (%)											

令和5年度政務活動費支出明細書

		会 派 名		立憲・れいわ・市民の会	
項 目		事務所費			
支 出 年 月 日		令和5年5月1日 ~ 令和5年5月31日			
支 出 金 額		284,484 円			
内 容	日 付	領収証No.	目 的 ・ 用 途	支出金額	
	26/5/31	1	KDDI(株) 電話代	2,184	
	11	2	事務用品(ファイル等)	1,701	
	31	3	通信費(西崎携帯電話)	3,832	
	31	4	通信費(宮崎けい子携帯電話)	3,296	
	25	5	通信費(さくま一生事務所電話FAX)	1,396	
	31	6	通信費(さくま一生携帯電話1/2按分)	3,032	
	1	7	事務用品(印鑑)	220	
	3	8	備品(ノートパソコン)	36,800	
	5	9	備品(パソコンケース)	3,411	
	31	10	駒込6丁目事務所家賃	32,920	
	18	11	事務用品	107	
	4/27	12	川瀬事務所賃貸料(5月分)	65,000	
	27	13	川瀬事務所賃料(6月分)	65,000	
	29	14	塚田事務所賃料	61,405	
	23	15	控室ネット回線費	4,180	

※No.12は改選期のため4月に支払った費用を5月分として提出する

項 目	事務所費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
-----	------	-----	-------------



発行年月日 DATE OF ISSUE 2024年 2月26日

|||||
|||||



証明書 No.

[illegible]

* 紙張、油墨、印刷

[illegible]

毛澤東
劉少奇
李富春

ご請求額に応じた消費税額につきましては、請求書にてご確認ください。

支払証明書

金 額 2,184 円

ただし、情報通信費 に要した経費

支払年月日 2023年5月31日

内 訳 中山よしと区議会用スマホ使用料(5月分)

上記のとおり支払われたことを証明します。

2023年5月31日

豊島区議会議長 様

会派名 立憲・れいわ・市民の会

代表者名 川瀬さなえ



06/12 口座振替 7

✎ メモを書く

-2,970円

07/10 口座振替 7

✎ メモを書く

-2,970円

08/10 口座振替 7

✎ メモを書く

-2,970円

09/11 口座振替 7

✎ メモを書く

-2,970円

10/10 口座振替 7

✎ メモを書く

-2,970円

11/10 口座振替 7

✎ メモを書く

-2,970円

23.11.27

191,177円 -

23.12.26

295,321円 -

24.01.26

493,798円 -

24.02.26

353,531円 -

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	立憲・れいわ・市民の会								
領 収 証 シヤンヤグループ バックะジブラザ 池袋公徳堂 TEL 03-3971-4870 日頃ご愛顧頂き有難うございます 本日はご来店有難うございます またのご来店をお待ちしております 仕切書 2023年 5月11日(木) 16:58 No:0001 0744 4901480215075 P35-380-5 クラ-Bait 内 ￥593 0744 4979093949021 F949R-02 クラミョウSA4BL 内 ￥1,108 小 計 ￥1,701 内税対象額 10.00% ￥1,701 内税 10.00% ￥154 合 計 ￥1,701 (うち消費税 ￥154) お預り ￥10,701 (消費税等 ￥154) お釣り ￥9,000  a0001110000001701a 注) 軽減税率(8%)適用商品は 「軽」が印字されております 責No:00164002 取引No1100 2点買 領 収 証 シヤンヤグループ バックะジブラザ 池袋公徳堂 TEL 03-3971-4870 日頃ご愛顧頂き有難うございます 本日はご来店有難うございます またのご来店をお待ちしております 仕切書 2023年 5月11日(木) 16:58 No:0001 0744 4901480215075 P35-380-5 クラ-Bait 内 ￥593 0744 4979093949021 F949R-02 クラミョウSA4BL 内 ￥1,108 小 計 ￥1,701 内税対象額 10.00% ￥1,701 内税 10.00% ￥154 合 計 ￥1,701 (うち消費税 ￥154) お預り ￥10,701 (消費税等 ￥154) お釣り ￥9,000  a0001110000001701a 注) 軽減税率(8%)適用商品は 「軽」が印字されております 責No:00164002 取引No1100 2点買 2 写											
下記のとおりの領収書のコピーが原本と 相違ないことを確認しました <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">確 認 日</td><td style="width: 50%; text-align: center;">会派会計担当者 確認印</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">2024/04/30</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 塚 田 </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">区議会事務局担 当者確認印</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">6.5.-1</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 大 平 </td></tr> </table>				確 認 日	会派会計担当者 確認印	2024/04/30	塚 田	区議会事務局担 当者確認印		6.5.-1	大 平
確 認 日	会派会計担当者 確認印										
2024/04/30	塚 田										
区議会事務局担 当者確認印											
6.5.-1	大 平										

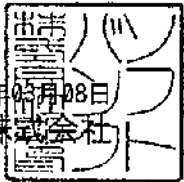
令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
-----	------	-----	-------------

3

支 払 証 明 書

発行日付: 2024年05月08日
ソフトバンク株式会社



請求者氏名	西崎 風香
請求者住所	〒171-0014 東京都豊島区池袋3-3-304
提出・交付先	
請求事由	顧客依頼
請求先番号	

携帯電話番号/機種契約番号等 (2024年03月08日 現在)

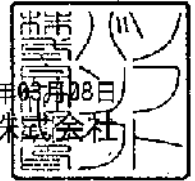
請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等)	(回収代行額)	領収日
2023年12月	3,443	3,443	3,443	(313)	(0)	2023年12月31日
2023年11月	5,956	5,956	5,956	(541)	(0)	2023年11月30日
2023年10月	4,379	4,379	4,379	(398)	(0)	2023年10月31日
2023年09月	4,653	4,653	4,653	(423)	(0)	2023年09月30日
2023年08月	3,039	3,039	3,039	(276)	(0)	2023年08月31日
2023年07月	2,643	2,643	2,643	(240)	(0)	2023年07月31日
2023年06月	6,648	6,648	6,648	(604)	(0)	2023年06月30日
2023年05月	3,832	3,832	3,832	(348)	(0)	2023年05月31日
合計			34,693	(3,143)	(0)	

上記の料金は、収納済であることを証明いたします。
※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

3

支 払 証 明 書

発行日付: 2024年03月08日
ソフトバンク株式会社



請求者氏名	西崎 風香
請求者住所	〒171-0014 東京都豊島区池袋3-3-304
提出・交付先	
請求事由	顧客依頼
請求先番号	

携帯電話番号/機種契約番号等 (2024年03月08日 現在)

請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等)	(回収代行額)	領収日
2023年12月	3,443	3,443	3,443	(313)	(0)	2023年12月31日
2023年11月	5,956	5,956	5,956	(541)	(0)	2023年11月30日
2023年10月	4,379	4,379	4,379	(398)	(0)	2023年10月31日
2023年09月	4,653	4,653	4,653	(423)	(0)	2023年09月30日
2023年08月	3,039	3,039	3,039	(276)	(0)	2023年08月31日
2023年07月	2,643	2,643	2,643	(240)	(0)	2023年07月31日
2023年06月	6,648	6,648	6,648	(604)	(0)	2023年06月30日
2023年05月	3,832	3,832	3,832	(348)	(0)	2023年05月31日
合計			34,593	(3,143)	(0)	

上記の料金は、収納済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

ワイモバイル カスタマーサポート

	■総合窓口(通話料有料)	■各種手続き(通話料無料)
	○ワイモバイルのスマートフォン・ケータイから 151※ ○一般電話などから 0570-039-151 受付期間 オペレータ対応 9:00~20:00 (チャット/電話) ※「だれとでも定額」の無料対象となります。	○ワイモバイルのスマートフォン・ケータイから 116 ○一般電話などから 0120-921-156 受付時間 自動音声応答 24時間受付 (年中無休)

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
4 (5月)			

支 払 証 明 書

発行日付: 2024年04月03日
ソフトバンク株式会社



宮崎けい子

請求者氏名	[REDACTED]
請求者住所	[REDACTED]
提出・交付先	
請求事由	その他
請求先番号	[REDACTED]

携帯電話番号/機種契約番号等 (2024年04月03日 現在)

[REDACTED]

請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等)	(回収代行額)	領収日
2024年02月	3,022	3,022	3,022	(274)	(0)	2024年02月29日
2024年01月	4,143	4,143	4,143	(376)	(0)	2024年01月31日
2023年12月	3,320	3,320	3,320	(301)	(0)	2023年12月31日
2023年11月	3,050	3,050	3,050	(277)	(0)	2023年11月30日
2023年10月	3,094	3,094	3,094	(281)	(0)	2023年10月31日
2023年09月	3,125	3,125	3,125	(284)	(0)	2023年09月30日
2023年08月	3,423	3,423	3,423	(311)	(0)	2023年08月31日
2023年07月	3,634	3,634	3,634	(348)	(0)	2023年07月31日
2023年06月	3,070	3,070	3,070	(279)	(0)	2023年06月30日
2023年05月	○ 3,296	3,296	3,296	(299)	(0)	2023年05月31日
合計			33,377	(3,030)	(0)	

上記の料金は、収納済であることを証明いたします。
※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

支払証明書

発行日付: 2024年04月03日
ソフトバンク株式会社

宮崎けい子

請求者氏名	()
請求者住所	
提出・交付先	
請求事由	その他
請求先番号	

携帯電話番号/機種契約番号等 (2024年04月03日 現在)

請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等)	(回収代行額)	領収日
2024年02月	3,022	3,022	3,022	(274)	(0)	2024年02月29日
2024年01月	4,143	4,143	4,143	(376)	(0)	2024年01月31日
2023年12月	3,320	3,320	3,320	(301)	(0)	2023年12月31日
2023年11月	3,050	3,050	3,050	(277)	(0)	2023年11月30日
2023年10月	3,094	3,094	3,094	(281)	(0)	2023年10月31日
2023年09月	3,125	3,125	3,125	(284)	(0)	2023年09月30日
2023年08月	3,423	3,423	3,423	(311)	(0)	2023年08月31日
2023年07月	3,634	3,634	3,634	(348)	(0)	2023年07月31日
2023年06月	3,070	3,070	3,070	(279)	(0)	2023年06月30日
2023年05月	○ 3,296	3,296	3,296	(299)	(0)	2023年05月31日
合計		33,377	(3,030)	(0)		

上記の料金は、収納済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

ワイモバイル カスタマーサポート

	■総合窓口(通話料有料)	■各種お手続き(通話料無料)
	○ワイモバイルのスマートフォン・ケータイから 151※ ○一般電話などから 0570-039-151 受付期間 オペレータ対応 9:00~20:00 (チャット/電話) ※「だれとでも定額」の無料対象となります。	○ワイモバイルのスマートフォン・ケータイから 116 ○一般電話などから 0120-921-156 受付時間 自動音声応答 24時間受付 (年中無休)

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	立憲・れいわ・市民の会

4

支 払 証 明 書

発行日付: 2024年04月03日
ソフトバンク株式会社



宮崎けい子

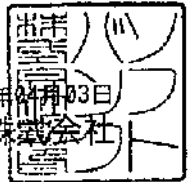
請求者氏名	()
請求者住所	
提出・交付先	
請求事由	その他
請求先番号	

携帯電話番号/機種契約番号等 (2024年04月03日 現在)

請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等)	(回収代行額)	領収日
2024年02月	3,022	3,022	3,022	(274)	(0)	2024年02月29日
2024年01月	4,143	4,143	4,143	(376)	(0)	2024年01月31日
2023年12月	3,320	3,320	3,320	(301)	(0)	2023年12月31日
2023年11月	3,050	3,050	3,050	(277)	(0)	2023年11月30日
2023年10月	3,094	3,094	3,094	(281)	(0)	2023年10月31日
2023年09月	3,125	3,125	3,125	(284)	(0)	2023年09月30日
2023年08月	3,423	3,423	3,423	(311)	(0)	2023年08月31日
2023年07月	3,834	3,834	3,834	(348)	(0)	2023年07月31日
2023年06月	3,070	3,070	3,070	(278)	(0)	2023年06月30日
2023年05月	3,296	3,296	3,296	(299)	(0)	2023年05月31日
合計			33,377	(3,030)	(0)	

上記の料金は、収納済であることを証明いたします。
※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

支 払 証 明 書

発行日付: 2024年04月03日
ソフトバンク株式会社

宮崎けい子

請求者氏名	([REDACTED])
請求者住所	[REDACTED]
提出・交付先	
請求事由	その他
請求先番号	[REDACTED]

携帯電話番号/機種契約番号等 (2024年04月03日 現在)

[REDACTED]

請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等)	(回収代行額)	領収日
2024年02月	3,022	3,022	3,022	(274)	(0)	2024年02月29日
2024年01月	4,143	4,143	4,143	(376)	(0)	2024年01月31日
2023年12月	3,320	3,320	3,320	(301)	(0)	2023年12月31日
2023年11月	3,050	3,050	3,050	(277)	(0)	2023年11月30日
2023年10月	3,094	3,094	3,094	(281)	(0)	2023年10月31日
2023年09月	3,125	3,125	3,125	(284)	(0)	2023年09月30日
2023年08月	3,423	3,423	3,423	(311)	(0)	2023年08月31日
2023年07月	3,834	3,834	3,834	(348)	(0)	2023年07月31日
2023年06月	3,070	3,070	3,070	(279)	(0)	2023年06月30日
2023年05月	3,296	3,296	3,296	(299)	(0)	2023年05月31日
合計			33,377	(3,030)	(0)	

上記の料金は、収納済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

ワイモバイル カスタマーサポート

	■総合窓口(通話料有料)	■各種お手続き(通話料無料)
	○ワイモバイルのスマートフォン・ケータイから 151※ ○一般電話などから 0570-030-151 受付期間 オペレータ対応 9:00~20:00 (チャット/電話) ※「だれとでも定額」の無料対象となります。	○ワイモバイルのスマートフォン・ケータイから 116 ○一般電話などから 0120-921-156 受付時間 自動音声応答 24時間受付 (年中無休)

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

5

項 目	事務所費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
-----	------	-----	-------------

商品名	金額	お支払い方法	ご利用日
UCOM光電話	1,395	クレジット	2024年03月25日
UCOM光電話	1,397	クレジット	2024年02月26日
UCOM光電話	1,432	クレジット	2024年01月25日
UCOM光電話	1,414	クレジット	2023年12月25日
UCOM光電話	1,397	クレジット	2023年11月27日
UCOM光電話	1,397	クレジット	2023年10月25日
UCOM光電話	1,413	クレジット	2023年09月25日
UCOM光電話	1,404	クレジット	2023年08月25日
UCOM光電話	1,396	クレジット	2023年07月25日
UCOM光電話	1,396	クレジット	2023年06月26日
UCOM光電話	1,396	クレジット	2023年05月25日
UCOM光電話	1,395	クレジット	2023年04月25日
UCOM光電話	1,395	クレジット	2023年03月27日

商品名	金額	お支払い方法	ご利用日
UCOM光電話	1,395	クレジット	2024年03月25日
UCOM光電話	1,397	クレジット	2024年02月26日
UCOM光電話	1,432	クレジット	2024年01月25日
UCOM光電話	1,414	クレジット	2023年12月25日
UCOM光電話	1,397	クレジット	2023年11月27日
UCOM光電話	1,397	クレジット	2023年10月25日
UCOM光電話	1,413	クレジット	2023年09月25日
UCOM光電話	1,404	クレジット	2023年08月25日
UCOM光電話	1,396	クレジット	2023年07月25日
UCOM光電話	1,396	クレジット	2023年06月26日
UCOM光電話	1,396	クレジット	2023年05月25日
UCOM光電話	1,395	クレジット	2023年04月25日
UCOM光電話	1,395	クレジット	2023年03月27日
UCOM光電話	1,395	クレジット	2023年02月27日
UCOM光電話	1,430	クレジット	2023年01月25日

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
5			
支払証明書			
金額	1,396	円	
ただし、さくま FAX料金			
支払年月日	R5	年	5 月 25 日
上記のとおり支払われたことを証明します。			
R5 年 5 月 25 日			
豊島区議会議長 様			
		会派名	立憲れいわ市民の会
		代表者名	川瀬さなえ (川瀬)

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

6

項 目	事務所費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
-----	------	-----	-------------

支 払 証 明 書

発行日付: 2024年04月04日
ソフトバンク株式会社

請求者氏名	さくま一生
請求者住所	〒170-0003 東京都豊島区駒込4丁目 3-20 プラウド駒込1215
提出・交付先	
請求事由	顧客依頼
請求先番号	

携帯電話番号/機種契約番号等 (2024年04月04日 現在)

請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等)	(回収代行額)	領収日
2024年02月	6,086	6,086	6,086	(523)	(0)	2024年02月29日
2024年01月	6,051	6,051	6,051	(520)	(0)	2024年01月31日
2023年12月	6,045	6,045	6,045	(520)	(0)	2023年12月31日
2023年11月	6,101	6,101	6,101	(525)	(0)	2023年11月30日
2023年10月	6,041	6,041	6,041	(519)	(0)	2023年10月31日
2023年09月	6,055	6,055	6,055	(521)	(0)	2023年09月30日
2023年08月	6,055	6,055	6,055	(521)	(0)	2023年08月31日
2023年07月	6,031	6,031	6,031	(518)	(0)	2023年07月31日
2023年06月	6,127	6,127	6,127	(527)	(0)	2023年06月30日
2023年05月	6,064	6,064	6,064	(521)	(0)	2023年05月31日
2023年04月	6,144	6,144	6,144	(529)	(0)	2023年04月30日
2023年03月	6,063	6,063	6,063	(521)	(0)	2023年03月31日
2023年02月	6,490	6,490	6,490	(560)	(0)	2023年02月28日
2023年01月	6,055	6,055	6,055	(521)	(0)	2023年01月31日
2022年12月	6,047	6,047	6,047	(520)	(0)	2022年12月31日
合計			91,435	(7,866)	(0)	

上記の料金は、収納済であることを証明いたします。

1/2 振印 2032

※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

支 払 証 明 書

発行日付: 2024年04月04日
ソフトバンク株式会社

請求者氏名	さくま一生
請求者住所	〒170-0003 東京都豊島区駒込4丁目 3-20 プラウド駒込1215
提出・交付先	
請求事由	顧客依頼
請求先番号	

携帯電話番号/機種契約番号等 (2024年04月04日 現在)



請求年月	請求額	当月請求額	入金額	(消費税等)	(回収代行額)	領収日
2024年02月	6,086	6,086	6,086	(523)	(0)	2024年02月29日
2024年01月	6,051	6,051	6,051	(520)	(0)	2024年01月31日
2023年12月	6,045	6,045	6,045	(520)	(0)	2023年12月31日
2023年11月	6,101	6,101	6,101	(525)	(0)	2023年11月30日
2023年10月	6,041	6,041	6,041	(519)	(0)	2023年10月31日
2023年09月	6,055	6,055	6,055	(521)	(0)	2023年09月30日
2023年08月	6,055	6,055	6,055	(521)	(0)	2023年08月31日
2023年07月	6,031	6,031	6,031	(518)	(0)	2023年07月31日
2023年06月	6,127	6,127	6,127	(527)	(0)	2023年06月30日
2023年05月	6,064	6,064	6,064	(521)	(0)	2023年05月31日
2023年04月	6,144	6,144	6,144	(529)	(0)	2023年04月30日
2023年03月	6,063	6,063	6,063	(521)	(0)	2023年03月31日
2023年02月	6,490	6,490	6,490	(560)	(0)	2023年02月28日
2023年01月	6,055	6,055	6,055	(521)	(0)	2023年01月31日
2022年12月	6,047	6,047	6,047	(520)	(0)	2022年12月31日
合計			91,455	(7,856)	(0)	

上記の料金は、収納済であることを証明いたします。

1/2 枚印 3032

※クレジットカードでお支払いのお客様は、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

ワイモバイル カスタマーサポート

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

■総合窓口(通話料有料)

○ワイモバイルのスマートフォン・ケータイから 151※
○一般電話などから 0570-039-151
受付期間 オペレータ対応 9:00~20:00 (チャット/電話)
※「だれとでも定額」の無料対象となります。

■各種お手続き(通話料無料)

○ワイモバイルのスマートフォン・ケータイから 116
○一般電話などから 0120-921-156
受付時間 自動音声応答 24時間受付(年中無休)

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

7

項 目	事務所費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
-----	------	-----	-------------

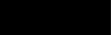
Seria

領収書

東池袋店
TEL03-5924-6086

2262

2023年 5月 1日(月)11:09 #000007
38230

認印  ¥100
認印  ¥100

小計 ¥200
(外税10%対象額 ¥200)
外税額 10% ¥20
買上点数 2点

合計 ¥220
楽天E d y ¥220
(内消費税等 ¥20)

*は軽減税率対象商品です。



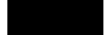
Seria

領収書

東池袋店
TEL03-5924-6086

2262

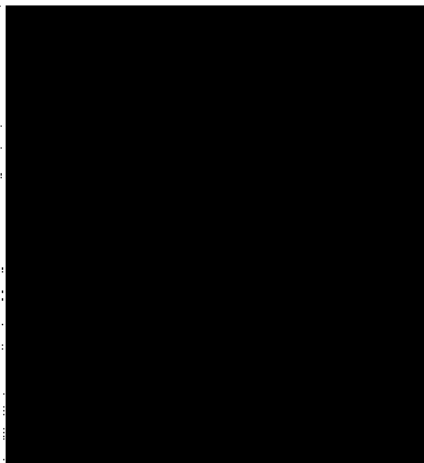
2023年 5月 1日(月)11:09 #000007
38230

認印  ¥100
認印  ¥100

小計 ¥200
(外税10%対象額 ¥200)
外税額 10% ¥20
買上点数 2点

合計 ¥220
楽天E d y ¥220
(内消費税等 ¥20)

*は軽減税率対象商品です。



下記のとおり領収書のコピーが原本と
相違ないことを確認しました

確 認 日	会派会計担当者 確認印
2024/04/30	
	区議会事務局担当 当番確認印
6.5.-1	

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

項目	事務所費	会派名	立憲・れいわ・市民の会

amazon.co.jp

注文番号503-3454079-7215831の領収書（再発行）
このページを印刷してご利用ください。

再発行日：2024年4月10日

注文日：2023年5月2日

Amazon.co.jp 注文番号：503-3454079-7215831

ご請求額：¥36,800

佐久間一生 様

2023年5月3日に発送済み

注文商品

価格

1点 パソコン ノート office付き 15.6型 ノートパソコン 有線マウス付き / Windows11 / L560 シリーズ 高性能第6世代 Core i5 / MS Office/Wi-Fi / USB2.0 ¥36,800
/ WEBカメラ/日本語キーボード テンキー ノートPC 8GB /SSD 256GB(整備済み品)

販売: NiceFuse (出品者のプロフィール)

コンディション: 新品

お届け先住所:

佐久間一生

170-0003

東京都 東京都豊島区駒込4-3-20

クラウド駒込1215

配送方法:

お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

請求先住所:

佐久間一生

170-0003

東京都 東京都豊島区駒込4-3-20

クラウド駒込1215

クレジットカードへの請求

商品の小計: ¥36,800

配送料・手数料: ¥0

注文合計: ¥36,800

ご請求額: ¥36,800

2023年5月3日: ¥36,800

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | プライバシー規約 ©1996-2020, Amazon.com, Inc. and its affiliates

トップへ戻る

日本語

日本

ヘルプ・サポート

利用規約 | プライバシー規約 | パーソナライズド広告規約 | 各種規約 | 特定商取引法に基づく表示

© 1996-2022, Amazon.com, Inc. or its affiliates

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

9

項目	事務所費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
----	------	-----	-------------

amazon.co.jp

注文番号503-4511777-1426245の領収書（再発行）
このページを印刷してご利用ください。

佐久間一生 様

再発行日: 2024年4月10日

注文日: 2023年5月4日

Amazon.co.jp 注文番号: 503-4511777-1426245

ご請求額: ¥3,411

2023年5月5日に発送済み

注文商品

1点 torntoc 360°保護 15.6インチパソコンケース NEC LAVIE N15 S R/A富士通 FMV LIFEBOOK AH 2014-2019 ノートパソコンケース Asus TUF Gaming F15 15.6型 dynabook Dell Acer HP ワイドノートPC プリーファース対応 ビジネスバッグ 撥水加工 耐衝撃 通勤 通学 就活 ブラック
販売: torntocDirect JP (出品者のプロフィール) | 商品についての質問は こちら

価格

¥3,790

コンディション: 新品

お届け先住所:

佐久間一生

170-0003

東京都 東京都豊島区駒込4-3-20

プラウド駒込1215

配送方法:

お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

商品の小計: ¥3,790
配送料・手数料: ¥0

注文合計: ¥3,790
割引: -¥379

ご請求額: ¥3,411

請求先住所:

佐久間一生

170-0003

東京都 東京都豊島区駒込4-3-20

プラウド駒込1215

クレジットカードへの請求

2023年5月5日: ¥3,411

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | プライバシー規約 ©1996-2020, Amazon.com, Inc. and its affiliates

トップへ戻る

日本語

日本

ヘルプ・サポート

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

10

項 目	事務所費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
-----	------	-----	-------------

領 収 書

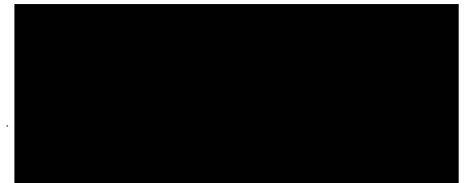
2023年5月31日

さくま 一生 様

下記、正に領収いたしました。

金額： ￥32,920

但 事務所家賃として



定期事業用賃貸借契約書（事務所）

頭書

(1) 目的物件の表示

物件名					
所在地					
構造	鉄筋コンクリート・一部木造		築年月	1989 年 5 月	
住戸番号	地下 1 階	間取	1R	面積	23.18 m ²

(2) 事業内容（具体的に記載すること）

立憲民主党 豊島区議会議員さくま一生の事務所として使用。

(3) 契約期間

始 期	2023 年 5 月 18 日から	1 年間
終 期	2024 年 5 月 17 日まで	

（契約終了の通知をすべき期間） 2023 年 5 月 18 日から 2023 年 11 月 17 日まで

(4) 賃料等

賃料・共益費		支払期限		支払方法	
賃 料	27,200 円 (消費税 2,720 円) 合計 29,920 円	翌月分を 毎月 27 日迄		振 込 口 座	
	電気 料金	3,000 円 (消費税 0 円) 合計 3,000 円	翌月分を 毎月 27 日迄		
敷金	29,920 円	そ の 他 一 時 金	火災保険 19,000 円 (2 年毎)		
礼金	29,920 円	賃 貸 保 証	—		
解約権	甲は乙に対して契約満了の 1 年から 6 ヶ月前までに、乙は甲に対して 3 ヶ月前に書面による解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができる。				

(5) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名 住所 TEL	
管理業者	株式会社 住所 TEL	

(6) 借主緊急連絡先

緊急時の連絡先 （担当者）	（氏名） （続柄） （住所） （携帯）	
------------------	------------------------------	--

(7) 再契約に関する事項

1. 乙は再契約時、新賃料0.5ヶ月分の再契約料を甲に支払う。

(8) 特約事項

・乙は、他の入居者・近隣住民等の第三者との間に騒音等のトラブルが発生した場合には、当事者間で問題を解決するものとする。 ・本物件の主要構造部分並びに共有施設における甲の負担による修繕工事実施の際に、乙は協力するものとする。 ・乙は造作、改修、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行う場合、事前に甲に造作承諾書と工事内容のわかる資料を提出し、甲の承諾を得なくてはならない。 ・乙は退去時、引渡し時と同一の状態にて甲に物件を返還するものとし、原状回復工事を行う場合は賃貸借契約期間中に行い事前に甲の確認を受けるものとする。 ・乙は契約期間中、甲の認める補償内容の借家人賠償付き火災保険に加入するものとする。 ・乙が来客を受け入れる時間は 9 時～18 時までとする。倉庫として物の出し入れをする場合は 24 時間使用可能であるが、特に早朝・深夜については騒音に注意し作業を行うこととする。 ・電気料金は月額 3,000 円とし、利用料が月額費用を大きく上回るような場合には甲から追加費用の請求がある場合があることを乙は予め了承する。 ・電球の交換は乙の負担にておこなう。 ・電気のアンペア数の変更は不可のため、乙は電気の使用についてはノートパソコン・LED 照明器具・冷風機（夏期）・電気ストーブ（冬期）に限るものとし、追加で機器の利用を希望する場合には事前に甲に申請し承認を受けるものとする。 ・散水栓は使用禁止とする。

- ・室内における盗難・破損・湿気・雨水等に起因する損害について、甲は一切の責を負わないこととする。
- ・室内に本建物の水道メーターが存在するため、検針等で甲及び水道局員が開錠の上立ち入る場合があることを乙は予め了承する。
- ・敷地内に設置する看板の種類・様式については別紙看板設置案のとおりとし、甲は看板 A について営業時間中のみの設置、看板 B・C については契約期間中の設置を承諾する。乙は看板の設置にあたり、前面道路の車両等の通行に配慮するものとする。また看板での掲示内容は立憲民主党・さくま一生本人に関する内容に限るものとする。
- ・乙が契約名義人の変更を希望する場合には、名義変更手数料として賃料の1ヶ月分と消費税を甲に支払う。
- ・本物件は登記上車庫となっているが、乙が事務所として使用することを甲は予め承諾する。
- ・消防法その他法令を遵守については乙の責任で行うこととする。
- ・シャッターの鍵は甲より乙に貸与する。乙の故意・過失により鍵を紛失・破損した場合には乙の負担で鍵の交換を行う。

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2023 年 5 月 18 日

貸主
(甲) 住所

氏名

借主
(乙) 住所

〒170-0003 東京都豊島区駒込4-3-20 プラウド駒込1215

氏名

電話番号

連帯保証人
(丙) 住所

氏名

電話番号

媒介

免許証番号

事務所所在地

商号（名称）

代表者氏名

宅地建物取引士

（契約の締結）

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

本契約に基づく金員の授受については、甲は乙に対して請求書、領収書及び預り証を発行しない。

（契約期間）

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）をすることができる。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

（賃料）

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 1か月に満たない期間の賃料は、1か月を実日数として9割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

- 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
- 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
- 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を実日数として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時、頭書(4)に記載の月数分または金額を差し引き返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの誓約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を誓約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成8年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転賃に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三 騒音等の迷惑行為を行うこと

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え

二 その他費用が軽微な修繕

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき

二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき

三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき

四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

- 五 銀行取引の停止
六 破産手続きの開始
七 民事再生手続きの開始
八 会社更生手続きの開始
九 特別清算手続きの開始
- 8 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- (解約)
第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。また、甲からの解約の申入れは6ヶ月前とし、その際乙は立退料等請求しないものとする。
- (明渡し及び明渡し時の修繕)
第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。
- (立入り)
第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。
- (甲の通知義務)
第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払方法の変更
二 頭書(5)に記載した管理業者の変更
- (乙の通知義務)
第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
二 長期に休業するとき
三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
四 連帯保証人の死亡又は解散
- (延滞損害金)
第17条 乙が本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞した時は、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。
- (乙の債務の担保)
第18条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。
- 一 丙は、本契約から生じる乙の一切の債務につき、賃料24ヵ月分を限度として、乙と連帯して保証するものとする。
二 丙が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。
三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 2 家賃債務保証会社が乙の債務を負担する場合は、その内容は次に定めるものとする。
- 一 家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。
- (再契約)
第19条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。
- 2 再契約をした場合には、第13条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項に規定するところによる。
- (契約の消滅)
第20条 本契約は、天災、地震、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。
- (免責)
第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。
- (協議)
第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。
- (合意管轄裁判所)
第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。
- (特約事項)
第24条 特約事項については、頭書(8)記載のとおりとする。

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

11

項 目	事務所費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
SEIYU 2023年 5月18日 (木) 20:15 領 収 証 さくら 様 ¥107- 外税10%対象額 ¥98 外税10% ¥9 支払内訳 楽天Edy 但し 事務用品として 上記正に領収いたしました 購入日: 2023/05/18 レジ: 70 取引No: 002159 財布等にはさんで保管頂く場合は、 印刷面を内側に折り保管して下さい 担当: 00901 <<商品明細>> 13 45L CP 107 ¥980 ※印は軽減税率対象商品です。	SEIYU 2023年 5月18日 (木) 20:15 領 収 証 さくら 様 ¥107- 外税10%対象額 ¥98 外税10% ¥9 支払内訳 楽天Edy 但し 事務用品として 上記正に領収いたしました 購入日: 2023/05/18 レジ: 70 取引No: 002159 財布等にはさんで保管頂く場合は、 印刷面を内側に折り保管して下さい 担当: 00901 <<商品明細>> 13 45L CP 107 ¥980 ※印は軽減税率対象商品です。	写	

下記のとおり領収書のコピーが原本と
相違ないことを確認しました

確 認 日	会派会計担当者 確認印
2024/04/30	(印)
	区議会事務局長 担当者確認印
6. 5. - 1	(印)

項 目	事務所費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
-----	------	-----	-------------

領 収 書

川瀬さなえ 殿

No.

発行日

2023年4月27日

金額 ￥65,000

但し 5月分笠原ビル3階 事務所賃貸料として

上記正に領収いたしました

内訳	
税抜金額	
消費税等	

改選期のため4月に支払った費用を
5月分として提出する

住宅賃貸借契約書(更新)

(原状回復の条件様式を「参考資料」とする書式)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 川瀬 砂奈江 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	笠原ビル 3 階		
	所 在 地	[]		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・ <u>鉄骨鉄筋コンクリート造</u> ・軽量鉄骨造・その他()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・ <u>陸屋根</u> ・その他()/(地下1階付き4)階建/全()戸		
	種 類	<u>マンション</u> ・アパート・戸建・()	新築年月	平成1年 3月
住戸 部分	間 取 り	ワンルーム	床面積	29.86㎡ (他 バルコニー ㎡)
	駐 車 場	含まない	郵便ポスト(上段:右2回1・左1回9)	
附 属 施 設	バイク置場	含まない		
	自転車置場	含まない		
	物置	含まない		
	専用庭	含まない		
		含む・含まない		

頭書(2) 契約期間

2023年 3月 15日 から 2025年 3月 14日まで (2年 0月間)	
目的物件の鍵等の引渡し時期	2021年 3月 15日

頭書(3) 賃料等

賃 料	月額 60,000円	共 益 費	月額 5,000円	家 保 險 財 料	2年間23,000円
敷 金	60,000円 (賃料 1ヶ月)	更 新 料	60,000円 (賃料 1ヶ月)	附 属 施 設 料	月額 0円
その他の条件		保証会社へ加入する事。 借主は1年毎に10,000円の更新保証料を保証会社へ支払う事。			

貸与する 種	種No 本 数	別紙、借受領証のとおり		
賃料等の支払時期		翌月分を毎月27日		
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込	振 込 先	振込先金融機関名 預金：普通 口座番号： 口座名義人： 振込手数料負担者：借主	
	☐ 持 参	持 参 先		

頭書(4) 借主、緊急連絡先及び入居者

緊急連絡先	氏 名				
	TEL				
借主連絡先	氏 名	川瀬 砂奈江			
入居者名	年齢	続柄	入居者名	年齢	続柄
川瀬 砂奈江		本人			

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名		
	住所		
管 理 業 者	貸主自主管理		
所 在 地	TEL		
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)	
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載			

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、貸主、借主各自1通を保有する。

2023年 3月 9日

甲・貸主	氏名		
	住所		
乙・借主	氏名	川瀬 砂奈江	TEL 080-6555-0826
	住所	東京都豊島区西巣鴨二丁目5番21号	
丙 連帯保証人	氏名	印	TEL
	住所	借主との関係:	
	償還額 賃料・共益費等総額の24ヶ月分 合計 円		

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL		主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称 代表者の氏名		商号又は名称 代表者の氏名	
	免許証番号		免許証番号	大臣 知事()第 号
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	
	登 録 番 号		登 録 番 号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名		業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL		事務所所在地 TEL	

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

項 目	事務所費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
-----	------	-----	-------------

領 収 書

川瀬さなえ 殿

No.

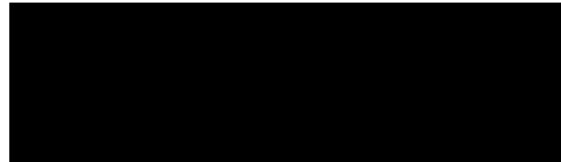
発行日

2023年5月27日

金額 ￥65,000

但し 6月分笠原ビル3階 事務所賃貸料として

上記正に領収いたしました



内訳	
税抜金額	
消費税等	

住宅賃貸借契約書(更新)

(原状回復の条件様式を「参考資料」とする書式)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 川瀬 砂奈江 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	笠原ビル 3 階		
	所 在 地	(住居表示)東京都豊島区西巣鴨二丁目5番21号		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・ <u>鉄骨鉄筋コンクリート造</u> ・軽量鉄骨造・その他()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・ <u>陸屋根</u> ・その他()/(地下1階付き4)階建/全()戸		
	種 類	マンション・アパート・戸建・()	新築年月	平成1年 3月
住戸 部分	間 取 り	ワンルーム		床面積 29.86㎡ (他 バルコニー ㎡)
附属 施設	駐車場	含まない	郵便ポスト(上段:右2回1・左1回9)	
	バイク置場	含まない		
	自転車置場	含まない		
	物置	含まない		
	専用庭	含まない		
		含む・含まない		

頭書(2) 契約期間

2023年 3月 15日 から 2025年 3月 14日まで (2年 0月間)				
目的物件の鍵等の引渡し時期		2021年 3月 15日		

頭書(3) 賃料等

賃 料	月額 60,000円	共 益 費	月額 5,000円	家 保 險 財 料	2年間23,000円
敷 金	60,000円 (賃料 1ヶ月)	更 新 料	60,000円 (賃料 1ヶ月)	附 属 施 設 料	月額 0円
その他の条件		保証会社へ加入する事。 借主は1年毎に10,000円の更新保証料を保証会社へ支払う事。			

貸与する 鍵	鍵No 本 数	別紙、鍵受領証のとおり		
賃料等の支払時期		翌月分を毎月27日		
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込	振 込 先	振込先金融機関名 預金： 普通 口座番号： 口座名義人： 振込手数料負担者： 借主	
	☒ 持 参	持 参 先		

頭書(4) 借主、緊急連絡先及び入居者

緊急連絡先					
借主連絡先	氏 名 川瀬 砂奈江				
	区議会				
入居者名	年齢	続柄	入居者名	年齢	続柄
川瀬 砂奈江		本人			

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名		
	住所		
管 理 業 者	貸主自主管理		
所 在 地	TEL		
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、貸主、借主各自1通を保有する。

2023年 3月 9日

甲・貸主	氏名		
	住所		
乙・借主	氏名	川瀬 砂奈江	TEL 080-6555-0826
	住所	東京都豊島区西巣鴨二丁目5番21号	
丙 連帯保証人	氏名	印	TEL
	住所	借主との関係:	
	極度額 賃料・共益費等総額の24ヶ月分 合計 円		

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL		主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称 代表者の氏名		商号又は名称 代表者の氏名	
	免許証番号		免許証番号	大臣 知事()第 号
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	
	登録番号		登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL		業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

5A

#14
14

令和5年度政務活動費領収書等添付用紙

項 目	事務所費	会派名	立憲・れいわ・市民の会						
普通預金 ORDINARY ACCOUNT (兼お借入明細) 2									
== ==									
<table><thead><tr><th>お取引内容</th><th>お支払金額(円)</th><th>お預り金額(円)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3"> 23-5-29 16:00 支払 122,810 </td></tr></tbody></table>				お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)	23-5-29 16:00 支払 122,810		
お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)							
23-5-29 16:00 支払 122,810									
1/2 61,405									
【ご説明】 ●他行等〇〇日：〇〇日に表示されている日の午後以降にお支払可能となる予定です。 (ただし、お支払可能時刻は手形・小切手類によって異なります。詳細は、窓口にお問い合わせください。) ●残高(円) 欄に－(マイナス印)がある場合はお借入残高を表します。									



事業用賃貸借契約書

貸主 有限会社オフィスコンコルド (以下「甲」という。) と借主 塚田 壽子 (以下「乙」という。) は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結しました。

頭書(1) 目的物件の表示

名 称			
所 在 地			
種 類	事務所	新築年月	1990年 4月
構 造	鉄筋コンクリート造 地上4 階建		
間 取 り	1R	専有面積	34.26 m ²
所 有 者			

頭書(2) 契約期間

2022年5月27日 から	2024年5月26日 まで	(2年間)
解約申入日	甲から乙 6 ヶ月前 / 乙から甲 1 ヶ月前	

頭書(3) 家賃等

※ () 内は内消費税相当額を表示しております。

【月 額 費 用】		【契 約 一 時 金】	
賃 料	115,500円 (10,500円)	敷 金	105,000円 賃料 1ヶ月分
管 理 ・ 共 益 費	5,500円 (500円)	礼 金	115,500円 (10,500円) 賃料 1ヶ月分
月 額 合 計	121,000円 (11,000円)		
支 払 時 期	27日	委託会社名	
支 払 方 法	口座引落		
契約更新業務	有り		
契 約 更 新 料	新賃料の1ヶ月分		
< 更新に関する事項 >			

頭書(4) 乙の債務の担保

☐ 連帯保証人	氏 名		極 度 額	
	住 所			
☒ 家賃債務保証会社	社 名			
	所 在 地			

頭書(5) 事業内容

地域の相談所

頭書(6) 鍵

鍵・付帯設備	備考	鍵・付帯設備	備考
1			
2			

頭書(7) 緊急連絡先

氏 名	
住 所	
T E L	

頭書(8) 賃貸住宅管理業者

※賃貸住宅管理業者登録番号を表示しております。

商号(名称)	
所 在 地	

頭書(9) 特約事項

1. 借主は株式会社エポスカードと保証委託契約を締結し、委託保証料を支払うことを予め承諾するものとします。借主がエポスカード会員の場合、賃料等支払日はカード登録の支払日によります。
 2. 火災保険料(2年分22,500円)の支払いは、1項に準拠します。
 3. 株式会社エポスカードによる月々の支払額は、初回保証料、一時金等を除き、賃料(115,500円)、管理費(5,500円)、月次保証料(1,810円)の、合計122,810円となります。
 4. 2022年5月27日から2022年5月31日までフリーレントとします。
 5. 本物件の鍵を紛失した場合、借主が鍵交換費用(30,000円税込)を負担し、鍵交換は貸主指定の業者が行うものとします。
 6. 本物件内は禁煙とします。
 7. 水害ハザードマップのうち、水防法に基づくものは洪水ハザードマップのみとなります。その他は参考としてご確認ください。
- 以上。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主(甲)、借主(乙)、連帯保証人(丙)が記名押印の上、貸主(甲)借主(乙)各自1通を保有する。

2022年5月27日

甲・貸主	住 所 氏 名	
乙・借主	住 所 氏 名	豊田正高田2-4-22-113 堀田 孝子
丙・連帯 保 証 人	住 所 氏 名	TEL

宅 地 建 物 取 引 業 者	商号(名称)		商号(名称)	
	代表者名		代表者名	㊟
	事務所 所在地		事務所 所在地	
	T E L		T E L	
	免許証番号		免許証番号	
	免許年月日		免許年月日	
	宅地建物取引士 登録番号		宅地建物取引士 登録番号	㊟

項 目	事務所費	会派名	立憲・れいわ・市民の会
-----	------	-----	-------------

普通預金 ORDINARY ACCOUNT **2**

お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)	
23--5-23SMBC(トナリテレビ)	4,180		

●他店持〇〇日：〇〇日で表示されている日の午後以降にお支払可能となる予定です。
 (ただし、お支払可能時刻は手形・小切手類によって異なります。詳細は、窓口にお問い合わせください。)

